

「町村議会のあり方に関する研究会」第3回議事概要

日 時：平成29年10月20日（金）13：00～15：00

場 所：総務省内会議室

出席者：小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、宍戸構成員、勢一構成員、待鳥構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、海老原市町村課長、渡邊外国人住民基本
台帳室長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 第2回研究会における主な議論について
3. 論点及び議論の方向性（案）について
4. 閉会

【意見交換（概要）】

議員の裾野を広げるための住民参画について

- 議員の裾野を広げる取組として、各地方公共団体の議会における自主的な取組を参考に、住民が議員とともに政策的議論に参画する制度の整備などが考えられるのではないかと。
- 住民が議員とともに議論に参画することで、議員の予備軍の育成が期待できると考えられるが、人選に偏りが生じないような手法が考えられるか検討が必要と考えられる。
- 広く住民が議会と接点を持つようになることで、地方住民に熟議を促し、地方政治を活性化させるというメリットも期待できると考えられる。ただし、そうした住民にどの程度の働きぶりを期待するのか等については議論が必要である。

専業議員による議会と兼業議員による議会のあり方について

- 議員報酬を専業で生活できる水準へ引き上げる場合には、相応に活動量を増やし、住民の理解を得やすくしていくべきではないか。あるいは、兼業議員を念頭に、議員の人数を増やして負担を軽減することも考えられるのではないか。いずれにせよ、小規模市町村の財政状況に留意し、現行の議会費の枠内を念頭に、議員報酬と定数のあり方を見直すことが考えられるのではないか。
- 兼業議員による議会のあり方としては、監視機能を適切に発揮する観点からも、多数の議員が必要と考えられ、これに伴って、選挙制度のあり方についても見直すことが考えられるのではないか。
- 少数の専業議員による議会のあり方では、各議員が選挙区などの選出基盤にかかわらず、地方公共団体全体を見て議論をするイメージと親和的であり、多数の兼業議員による議会のあり方では、各議員がそれぞれの地域代表的性格をもって議論をするイメージと親和的ではないか。
- 兼業議員による議会のあり方を検討するうえで、どのような議案について決定権を持つのかも議論を要するが、少なくとも予算・決算や条例については議決権を持つこととする必要があると考えられる。
- 兼業議員による議会のあり方について、一定額以上の契約の締結など、現行の議決事件の一部を除外することとする場合、議会に代替する監視機能として、何らかの形で住民がチェックできるような仕組みが必要ではないか。
- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度は、専業議員による議員のあり方と親和性が高いのではないか。
- 専業議員による議会のあり方又は兼業議員による議会のあり方のいずれを志向するかについて、誰がどのようなプロセスで決定するのか検討する必要があるのではないか。
- 議会外の議員活動については、政治家個人としての活動と、議員の公務としての活動が渾然一体となっていることが予想されるが、兼業議員による議会のあり方の検討に当たっては、現在の議会の内外を含めての議員の活動量をある程度把握しておく必要があるのではないか。
- 専業議員による議員のあり方、兼業議員による議員のあり方という二分論的議論のみならず、現状の議会の姿を前提として議会改革に取り組む方向性もあることを明らかにすべきではないか。

兼職禁止について

- 兼業議員による議会のあり方として議員活動を軽減する場合に、公務員についても一度退職しないと議員になり得ないこととする必要があるのか、公務員の政治的行為制限をどこまで貫徹するかについては議論があると考えられる。
- 議員の場合は、一般職の公務員のように政治的中立性が求められないことから、異なる議員間の兼職については、検討することもあり得るか。
- 異なる議員間の兼職については、利益相反が起きかねないのではないか。都道府県議会議員・市町村議会議員間の兼職だと特に懸念が大きいと考えられる。
- 国会議員と地方議会議員の兼職など異なる議員間の兼職については、当該兼職をする議員自身が難しいと判断してどちらか一方を辞任するか、あるいは兼職の是非も含めて有権者の判断に委ねるなど、制度的規制によらずに当事者の判断に委ねることも考えられるのではないか。
- 立候補には住所要件があるため、異なる議員間の兼職を許容したとしても、議員のなり手不足を抱える小規模市町村においては、実質的には問題が解消されない可能性がある。

請負禁止について

- 現行の請負禁止は、政治活動の自由と事業活動の自由のバランスの観点から厳しいと考えられるので、除斥のほか、議員等が関わる契約についての公表ないし監査等を導入する程度で十分と考えられるのではないか。また、現行の請負禁止には、議員たる身分により契約に不当な影響を及ぼすことを抑止する趣旨もあると考えられるが、小規模市町村の実態にかんがみて、議員だけが特別な影響力を持つとも考えにくく、公正を保つには別の仕組みの方がいいと考えられるのではないか。

勤労者の立候補や議員活動を促進するための環境整備について

- 勤労者が議員活動に参画しやすい環境整備のために、立候補や議員活動を行うための休暇の取得などに関し、使用者に対して不利益取扱いを禁止することなどが考えられるのではないか。
- 公務員が立候補しようとする場合には退職することとなる一方で、労働者が立候補しようとする場合には使用者に対して当該労働者の不利益取扱いの禁止を求めるとするのは、バランスが悪いのではないか。

- 使用者に対して勤労者の立候補等に伴う不利益取扱いを禁止することについては、使用者側の権利の制約という観点から、労働法の専門家の見解を踏まえて検討する必要があるのではないか。

町村総会について

- 諸外国の類似制度の状況を踏まえると、町村総会を実施するためには、定足数を考慮しないことや住民投票と組み合わせること、または一定の住民代表を選出して構成員とすることなどが必要と考えられるが、民主的正統性や議事機関としての機能を減殺する、あるいは議員のなり手がいない中で代表者をどうやって選出するかという点で問題があるのではないか。
- 市制町村制制定時は「公民」制度が前提であったこと、昭和の大合併、平成の大合併を経て、町村の規模も拡大したこと、また、公務員の政治的中立性が厳格に求められるようになっていくこと等を踏まえれば、現代において町村総会は適合せず、その趣旨を踏まえた姿として、多人数の兼業議員による議会、あるいは議会と並置可能な住民集会在が考えられるのではないか。
- 議会と並置可能な住民集會について、その位置付けや意義、本当に住民が出席して成立するのかなど、詳細の議論が必要ではないか。

その他の論点

- 女性議員をどうやって増やしていくか、という議論も必要ではないか。また、議会改革に取り組んでいる団体の意見書において、選挙制度に関わる諸点の改正を求める意見も出されているところ、これらについての検討も必要ではないか。
- 選挙制度を考えるには、まず議会がどのような位置づけでどのような役割を担うのかを議論する必要がある。女性議員を増やす策としてクォータ制などの議論もあり得るが、その前段階として、議会の姿に特化した議論は、十分有益である。また、住民が議会に参画する制度を設けることで、これまで数の少なかった女性議員が増える効果も見込めるのではないか。

今後の議論について

今後は、議員の裾野を広げるための住民参画や、専業議員による議会、兼業議員による議会それぞれのあり方についての具体的な制度化のイメージなどを議論していくこととする。